

林野火災対策

林野火災注意報・林野火災警報の運用開始

近年、大規模な林野火災が発生していることを踏まえ、令和8年1月1日から 林野火災の予防を目的とする 林野火災注意報・林野火災警報 の運用が始まりました。

発令された場合は、火災予防条例に定める「火の使用の制限(※)」が課されます。

林野火災注意報

【発令条件】

降雨量が少なく林野火災の予防上、注意を要する状況になったとき
(以下の気象条件に該当する場合)

前3日間の合計降水量が1mm以下
+
前30日間の合計降水量が30mm以下
または 乾燥注意報 が発表

【発令時の規制】

屋外での
火の使用の制限についての **努力義務**

林野火災警報

【発令条件】

空気が乾燥し風が強く林野火災の予防上、危険な気象状況になったとき

(林野火災注意報に加えて

強風注意報

が発表された場合)

【発令時の規制】

屋外での
火の使用の制限についての **義務**

※ 火災予防条例に定める「火の使用の制限」(火災予防条例第29条)

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰または火粉を始末すること。

◎発令時には、消防車両等での広報を行うほか、南那須広域行政事務組合消防本部ホームページ、SNS、防災行政無線などで、住民の皆様に対して周知を行いますので、林野火災予防に関して、ご理解ご協力をお願いいたします。



詳しくはホームページおよびSNSをご覧ください。



△総務省消防庁 HP



△南那須地区広域行政事務組合 HP



△南那須地区広域行政事務組合消防本部【公式】SNS

雪害対策

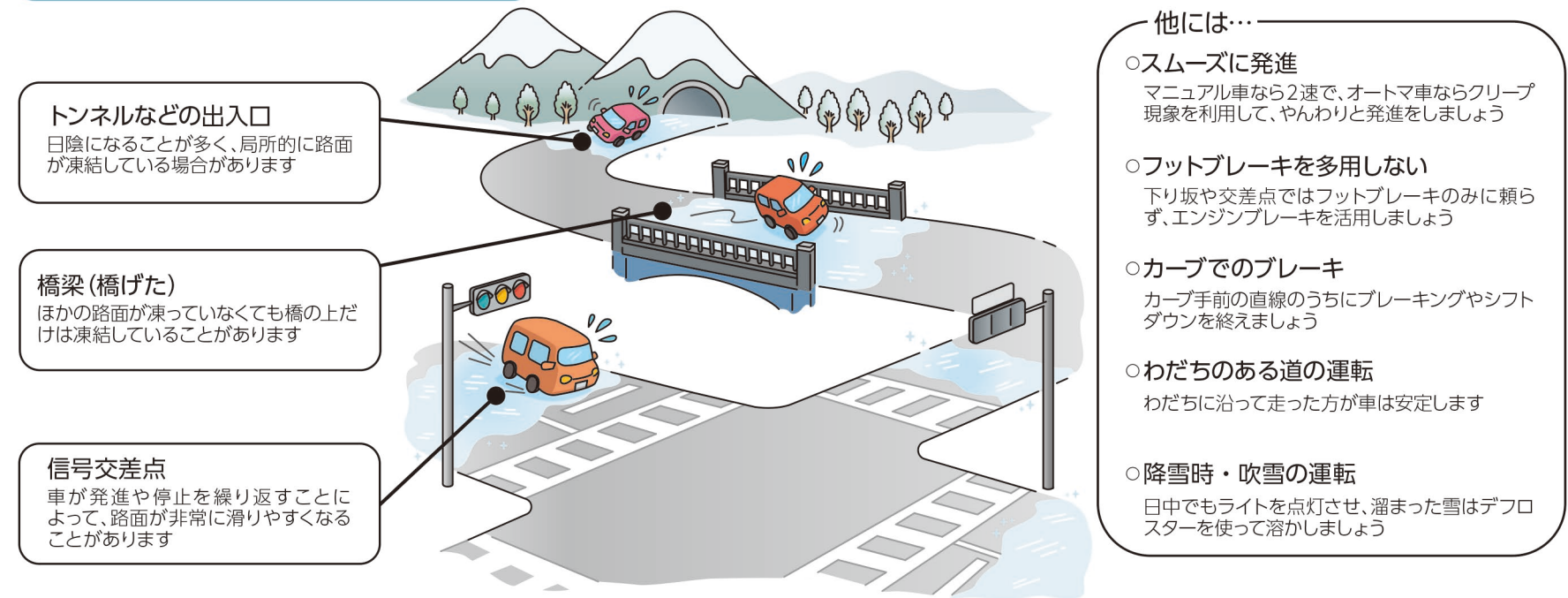
大雪災害

雪崩、除雪中の転落事故などの豪雪地帯特有の災害のほか、路面凍結などによる交通事故や歩行中の転倒事故など、豪雪地帯以外でも発生する災害もあります。雪害に遭わないためにも、雪に対する正しい知識を深めておくことが大切です。

車による雪道での注意点

降雪時、降雪後には路面の凍結や視程障害(吹雪などによる視界不良)による事故に注意が必要です。

こんなところでは路面の凍結に注意！



除雪中の注意点

雪下ろしの事故の場合、屋根からの転落事故が多く、高齢者や1人での作業中に多く発生しています。油断や過信をすることなく、安全な対策を講じて事故を防ぎましょう。

事故防止のポイント



歩行者の雪道での注意点

歩行時の転倒にも注意！滑りやすい場所を知りましょう

- 横断歩道の白線の上
乾いているように見えても薄い氷膜ができて、滑りやすくなっている場合があります。
- 車の出入りのある歩道(駐車場の出入口、ガソリンスタンドなど)
出入りする車のタイヤで路面上の氷が磨かれ、非常に滑りやすくなっている場合があります。
- バスやタクシーの乗り場
踏み固められて滑りやすくなっている場合があります。また、歩道と車道との段差にも注意しましょう。
- 坂道
上りよりも下るときの方が滑って転びやすく危険です。下るときは特に注意しましょう。
- ロードヒーティングの切れ目
雪や氷が解けておらず段差ができて、部分的に滑りやすい状態になっている場合があります。

雪崩(なだれ)から身を守るために

雪崩は、豪雪地帯で暮らす住民だけでなく、スキー・スノーボードや登山、温泉などのレジャー目的で訪れる多くの観光客も巻き込むおそれがあります。厳寒期や春先に発生しやすく、最大で時速200kmとスピードが速いため、発生に気付いてから逃げることは困難です。もしも、雪崩の前兆を発見した場合は決して近づかず、すぐに通報してください。

■万が一、雪崩発生の際に遭遇したら？

- 雪崩が自分の近くで起きた場合
 - 流されている人を見続けること
 - 仲間が雪崩に巻き込まれた地点(遭難点)と、見えなくなった地点(消失点)を覚えておく
- 自分自身が雪崩に流されてしまった場合
 - 雪崩の流れの端へ逃げる
 - 身体から荷物ははずす
 - 雪の中で泳いで浮上するようにする
 - 雪が止まりそうになったとき、雪の中での空間を確保できるよう、手で口の前に空間を作る